

俊徳道駅前交通広場ネーミングライツパートナー募集要項

本募集要項は、東大阪市道路管理施設ネーミングライツ事業実施要領に基づき、俊徳道駅前交通広場におけるネーミングライツパートナーの募集に関して必要な事項を定めるものです。

1. はじめに

東大阪市では、市の重点施策である人が集まり、活気あふれるまちづくりの一環として、多くの人が利用する駅前交通広場を訪れた方が快適で居心地がよく、にぎわいがあふれる魅力ある空間とし、多くの人に活用してもらえるように取組を進めております。そして、良好な都市景観・居心地の良い空間の形成によって、まちの個性を育む魅力あるまちづくりを目指しています。

2. 募集目的

本市と企業・団体等（以下「パートナー」という。）が互いに協力し連携を図ることで、俊徳道駅前交通広場の魅力向上や、契約料を維持管理費用等に活用する等、快適で魅力あふれる都市空間の創出のため、俊徳道駅前交通広場への愛称の命名権（ネーミングライツ）を付与するパートナーを募集するものです。

3. パートナーのメリット例

（１）PR効果

- ・俊徳道駅前交通広場のネーミングライツパートナーであることを、自社のホームページや出版物等で広報できます。
- ・愛称の付いた施設の設置やイベントの開催等を通じて、メディアへ露出することにより広告効果が期待できます。
- ・市ウェブサイトで愛称等を広報します。併せて市庁内でも周知し、愛称の積極的な活用を促します。

（２）地域社会への貢献

愛称を冠したイベントの実施や、市とのコラボイベントを実施する等、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

（３）イメージアップ

市の重点施策への賛同を通じて、企業のブランド力を地域に根付かせると共に、愛称を付することで商品のイメージアップに繋がります。

（４）愛称の普及

道路施設に愛称を標示することができます。公共の空間に愛称を標示することで、さらなるPR効果及びイメージアップが期待できます。

（５）イベント等優先開催権

俊徳道駅前交通広場で開催するイベント等の優先開催権を各年度6回付与します。ただし、1回の開催日は3日までとします。また、イベント等の開催日の90日以上

前に道路管理課と協議の上、日程を確保してください。なお、当該募集案件は市が進める事業の一環であるため、市の副申書等は不要です。

イベント等の開催には、道路法第32条の道路占用許可の手続きが必要です。詳しくは、ガイドライン（右記QRコード）を確認してください。



(6) 道路占用料の免除

イベント等の開催時に発生する占用料は、東大阪市道路占用規則第22条に基づき、公益上必要であると認め免除します。ただし、道路占用申請時に手数料として500円を支払って頂きます。

4. 応募資格

- ① 公共施設である俊徳道駅前交通広場のパートナーにふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、具体的なパートナーの提示が必要となります。
- ② 東大阪市道路管理施設ネーミングライツ事業実施要領第5条に該当するものは除きます。
- ③ 市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

5. 募集対象施設

(1) 名称

俊徳道駅前交通広場

(2) 所在地

東大阪市荒川三丁目29番、32番 地内

(3) 施設概要

俊徳道駅前交通広場は、近鉄大阪線の俊徳道駅とJRおおさか東線のJR俊徳道駅が交わる交通結節点として、多くの人々が行き交うにぎわいのある交通広場です。

先般、俊徳道駅前交通広場をリニューアルし、地元の方々の憩いの空間として利用され、週末にはイベント等が開催される等、幅広く活用されています。

6. ネーミングライツの範囲

(1) 基本範囲

俊徳道駅前交通広場に企業名や商品のブランド名等を冠した愛称を付けることができます。また、道路法第24条の道路工事施行承認を取得することで、愛称を標示した看板を1箇所設置することができます。

(2) 追加範囲

追加で以下の道路施設にも愛称を標示し設置することができます。こちらも、道路法第24条の道路工事施行承認の取得が必要です。

標示物	設置場所
フラッグ	照明灯の柱

巻き付け標示	照明灯の柱、庇の柱
モニュメント	植樹桝小、植樹桝大、道路余剰地
路面標示	道路余剰地

7. 制約・条件

(1) 愛称

① 愛称には、以下の表記を含ませてください。

- ・正式名称である「俊徳道駅前交通広場」
- ・市の重点施策である「人が集まり、活気あふれるまちづくり」の名にふさわしいキャッチフレーズ

愛称イメージ例（上段、下段の順は問いません。）

××××××××××××××××
〇〇〇〇〇俊徳道駅前交通広場

※××××はキャッチフレーズ、〇〇〇〇はパートナー名

- ② 東大阪市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。
- ③ 企業ロゴやマークについては、パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ④ 契約期間中の愛称変更はできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ⑤ 東大阪市道路管理施設ネーミングライツ事業実施要領第6条を満たす愛称とします。
- ⑥ 当該道路施設の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、本市の業務上やむを得ない事由が生じた場合、道路施設に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。

不適切なロゴ等のデザイン提案の例

- ・ネガティブ（怒り、恐怖、悲しみ、嫉妬、不安等）なイメージを想像させるもの
- ・交通、案内標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印、道しるべ等）
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎる等視認性に欠けるもの等）
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、駅前交通広場の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマーク等）

(2) 市の施策の標示

市の重点施策である「人が集まり、活気あふれるまちづくり」の一環であるため、愛称名に加え「〇〇〇は、東大阪市の△△△の施策に賛同しています。」を使用してください。

※〇〇〇はパートナー名、△△△は市の施策名とします。

(3) 道路施設への愛称の設置及び基準（別紙参照）

① 基本範囲

(看板)

標示場所	植樹柵小、植樹柵大、道路余剰地	設置員数	1
大きさ	・植樹柵小 幅 ベンチと植樹柵に収まる幅程度 高さ 1.5m以内 ・植樹柵大、道路余剰地 縦横 1m以内 高さ 1.5m以内		
意匠	・蛍光塗料及び反射塗料は使用不可とします。 ・ネオンサイン及び点滅するものは不可とします。		
備考	・植樹柵小及び植樹柵大に設ける場合は、ベンチから25cm離隔を確保してください。 ・樹木及び樹木支柱への設置は不可とします。 ・道路余剰地に設ける場合は、3m以上の通行空間を確保してください。また、視覚障害者誘導ブロックや啓発タイル等から60cm以上離れた場所に設置してください。 ・車道（ロータリー）への設置は不可とします。		

② 追加範囲

(フラッグ)

標示場所	照明灯の柱	設置員数	11
大きさ	・設置高さ 地上から標示物の最下端まで2.5m以上 ・幅 0.5m以内 縦 2m以内		
意匠	・地色は柱と同系色若しくは白色又は白色以外の低彩度色とします。 ・蛍光塗料及び反射塗料は使用不可とします。		
備考	・1つの柱につき、1対までとします。 ・風等の対策として3点以上で止めてください。 ・大きさ、意匠は統一してください。		

(巻き付け標示)

標示場所	照明灯の柱、庇の柱	設置員数	照明灯11、庇の柱10（4面）
大きさ	・設置高さ 地上から標示物の最下端まで1.9m以上 ・幅 柱の円周以内 縦 1.5m以内		
意匠	・地色は柱と同系色若しくは白色又は白色以外の低彩度色とします。 ・蛍光塗料及び反射塗料は使用不可とします。		
備考	・1つの柱につき、1個までとします。 ・はり紙、はり札、シール等の簡易物は認めません。		

	・管理シールや既存のマナー喚起等の標示物は隠さないでください。 ・底の柱では、設置不可能な柱も含めて1個飛ばしで標示してください。 ・大きさ、意匠は統一してください。
--	---

(モニュメント)

標示場所	植樹柵小、植樹柵大、道路余剰地	設置員数	1
大きさ	・植樹柵小 縦横 ベンチと植樹柵に収まる程度 高さ 1.5m以内 ・植樹柵大、道路余剰地 縦横 1m以内 高さ 1.5m以内		
意匠	・蛍光塗料及び反射塗料は使用不可とします。 ・ネオンサイン及び点滅するものは不可とします。		
備考	・植樹柵小及び植樹柵大に設ける場合は、ベンチから25cm離隔を確保してください。 ・樹木及び樹木支柱への設置は不可とします。 ・道路余剰地に設ける場合は、3m以上の通行空間を確保してください。また、視覚障害者誘導ブロックや啓発タイル等から60cm以上離れた場所に設置してください。 ・車道（ロータリー）への設置は不可とします。		

(路面標示)

標示場所	道路余剰地	設置員数	1
大きさ	縦横 2.1m以内		
意匠	・蛍光塗料及び反射塗料は使用不可とします。 ・ネオンサイン及び点滅するものは不可とします。		
備考	・視覚障害者誘導ブロックや啓発タイル等から60cm以上離れた場所に設置してください。 ・車道（ロータリー）への設置は不可とします。		

- ・フラッグ及び巻き付け標示は、どれか1つだけの選択になります。
- ・愛称を含めた標示物は、周囲の景観と調和を図るデザインとして配慮してください。
- ・標示物は、第三者に対して安全なものとしてください。
- ・愛称を設置した標示物は、道路の附属物とします。
- ・道路施設への愛称の設置、改修、撤去については、パートナーが道路法第24条の承認を受け、施工してください。なお、施工業者は、東大阪市屋外広告物条例第34条に基づく登録を受けた業者（同第37条の3の規定により、登録を受けたとみなされる業者を含む。）である必要があります。
- ・標示しない道路施設に公共的な取組を行う際の広告物が標示されることがあります。

- ・東大阪市屋外広告物条例に基づく許可手続きは、本市で行います。
- ・意匠等のご不明な点は、東大阪市土木部みどり景観課にお問い合わせください。

電話 06-4309-3227

③ 標示割合

愛称を含めた標示面積は7割以下とし、それ以外のスペースに、「〇〇〇は、東大阪市の△△△の施策に賛同しています。」と標示してください。

(4) 費用

契約料とは別に、道路施設への愛称の設置、改修、撤去これらに係る費用は、道路法第24条に基づき、パートナーの負担となります。

8. 選定方法・選定基準

- ① 道路空間における土木部広告審査委員会（以下、「委員会」という。）にて定める審査基準に基づき、以下の項目で審査を行います。

■応募者の安定性、適性（30点）

■愛称の妥当性及び適切さ（55点）

- ・募集目的（広場・施設等）のイメージにふさわしいか
- ・にぎわい創出につながるイメージか
- ・市のイメージアップにつながる内容であるか
- ・子どもファーストへの影響はないか
- ・市民からの苦情の可能性はないか

■募集契約料の比較（15点）

- ② 委員が審査した点数を平均化し、最高点を得たものを優先交渉権パートナーとします。以降、高い点数のものを順に次点優先交渉権パートナーとします。
- ③ 審査で得た平均点が70点以上のものに限り有効とします。
- ④ 1者のみの応募であっても審査で得た平均点が70点を満たないものは、優先交渉権パートナーとして認めません。
- ⑤ 2者以上の審査で平均最高点が同じ場合、くじにより優先順位を定めた上で、優先交渉権を付与するパートナー及び、次点優先交渉権のパートナーを決定します。
- ⑥ 提案いただいた愛称名標示のデザインの可否については、委員会において協議した上、決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

9. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書にて通知します。また、決定されたパートナーについては、東大阪市の広報媒体を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等は、東大阪市情報公開条例の定めにより、公開されることがあります。

10. 優先交渉権を得たパートナー

- ① 優先交渉権を得たパートナーと本市は、契約に向けて協議を行います。なお、権利を得たパートナーの決定が通知された日の翌日から起算して10日（本市における執行の休日を除く。）以内に協議が整わない場合は、優先交渉権の資格を失います。

- ② 優先交渉権を得たパートナーに選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権の資格を失わせることができます。
- ③ 優先交渉権を得たパートナーがその資格を失った場合には、次点優先交渉権のパートナーを優先交渉権のパートナーとして選定します。
- ④ 優先交渉権を得たパートナーがその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。
- ⑤ 標示物のデザイン・意匠等は、優先交渉権パートナー決定後、本市と協議の上決定とします。
- ⑥ 優先交渉権パートナー決定後、本市と協議した上で追加範囲の標示物を追加し、価格が増額になることを可能とします。追加された標示物の審査は、委員会に準ずる形式で行います。

11. 契約料

(1) 契約料

① 基本範囲

年額30万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以上とします。

② 追加範囲

標示物	設置場所	年額
フラッグ	照明灯の柱	84,700円／11箇所
巻き付け標示	照明灯の柱	25,500円／11箇所
巻き付け標示	庇の柱	23,100円／10箇所
モニュメント	植樹桝小、植樹桝大、道路余剰地	23,100円／1箇所
路面標示	道路余剰地	17,000円／1箇所

- ・年額は定額とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含みます。
- ・申込みの際に、標示物を選択してください。
- ・申込みは複数可能ですが、フラッグ及び巻き付け標示は、どれか1つだけの申込みになります。
- ・モニュメントは、設置場所に示すどれか1箇所のみの設置となります。
- ・箇所数は最大数であり、最大数未満の設置でも上記の金額となります。

(2) 契約額

契約額は、基本範囲と選択した追加範囲の標示物を合計した金額に契約期間を乗じた総価契約となります。

(3) 契約料の納付

契約料の支払いは年度ごとに行うものとし、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して、納付するものとします。ただし、契約年度分については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

(4) 変更契約

契約後の追加範囲の増加を可能とします。本市と協議した上、変更契約を締結して

ください。ただし、金額は、年額の定額とし、変更契約締結の時期に応じた年割は行いません。また、追加範囲の審査は、委員会に準ずる形式で行います。

12. 契約期間

- ① 契約期間は3、4又は5年間とし、申込時に契約期間を選択してください。
- ② 契約開始日は愛称使用開始時とし、優先交渉権を得たパートナーと協議により決定します。
- ③ 契約締結日から60日以内に愛称の使用を開始してください。

13. 申込み方法

(1) 提出書類

申込者とパートナーが異なる場合は、パートナーについても②～⑦が必要です。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人登記記載事項全部証明書
- ④ 法人登記記載事項全部証明書に記載されている役員全員の性別、生年月日、住所の一覧
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 企業概要の資料（任意様式）
- ⑦ 納税に関する証明書
 - ア 市税事務所の発行する全税目の納税証明書（「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から3カ月以内のものに限ります。）」
 - イ 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3カ月以内のものに限ります。）

(2) 提出部数

原本1部とします。なお、提出された書類は返却しません。

(3) 提出方法

持参又は郵送（消印が応募期間内であるものを有効とします。）

(4) 提出先

15. の「申込み・問合せ先」とします。

(5) 提出及び応募期間

令和7年10月14日から令和7年11月28日

14. 申込み・問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 14階

東大阪市土木部道路管理室 道路管理課

電 話 06-4309-3219（直通）

F A X 06-4309-3836

メー ル dorokanri@city.higashiosaka.lg.jp

業務時間 平日 9時～17時30分